横浜市立みたけ台中学校いじめ防止基本方針

(平成26年4月策定・令和6年4月改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じるもの」をいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】

【いじめの防止等の対策に関する基本理念】

- (1) いじめは、どの集団、どの学校、どの子供にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) 特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、社会全体で真剣に取り組むべき課題である。
- (3) いじめのない社会の実現に向け、学校・行政機関・保護者・地域など、市民がそれぞれの 役割を自覚し、相互協力し、活動することが不可欠である。
- (4) 子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

【いじめを防止するための基本的な方向性】

- (1) いじめの未然防止
 - ・学校の教育活動全体を通じ、人権教育を基盤として道徳教育を推進し、全ての生徒に「い じめは決して許されない」ことの理解を促し、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活でき る学校づくりに努める。
 - ・学校行事や特別活動等を通して、コミュニケーション能力を育成し、自尊感情や自己肯定 感を高め、共に生きる姿勢を育む。
- (2) いじめの早期発見・早期対応
 - ・いじめを見逃さない教職員、保護者、地域の見守り体制や生徒との信頼関係の構築に努める。また、いじめの早期発見の徹底の観点から、定期アンケートや教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい環境の整備を図る。
 - ・教職員の密なる情報交換と共有化を図るとともに、生徒、教職員ともにあいさつへの意識 を高める。
- (3) 適切な対処、措置
 - ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として、迅速・的確・きめ細やかな対応をし、情報共有・対応方針決定・記録を行う。
 - ・被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格形成を旨とする教育 的配慮のもと、毅然とした態度で指導するとともに、心理ケアに努める。
 - ・教職員全員の共通理解、保護者の協力のみならず、関係機関・専門機関との連携のもと取り組む。

2 いじめ防止対策委員会の設置及び運営・役割、学校における具体的な取組

【委員会の構成】

校長、副校長、生徒指導専任、教務主任、学年主任、生徒指導部長、養護教諭とし、必要 に応じて、スクールカウンセラーや外部機関の心理・福祉等の専門家の参加を求める。

【委員会の運営】

- (1)「いじめ防止対策委員会」を常設し、毎月、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに、「いじめ防止対策委員会」を招集し、開催する。
- (2) 校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- (3) 一年間を振り返り、引き継ぎを行うとともに、次年度の計画や取組の改善・見直しをする。

【委員会の役割】

- (1) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (2) いじめの防止対策、早期発見、早期対応の具体的計画を組織的に実施し、いじめの疑いに 関する情報を収集、記録、共有を行う。
- (3) いじめを認知した場合、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連絡を組織的に実施する。
- (4) 基本方針の策定や見直し、本校の取組が計画通りに進んでいるかのチェックやいじめ防止の取組について、PDCA(計画→実行→評価→改善)サイクルで検証を行う。

【具体的な取組】

- (1)毎月、いじめ防止対策委員会を開催する。
- (2)年間、3回以上、生徒の教育相談アンケートをもとに教育相談を実施する。
- (3)年間、2回以上、教職員による生徒理解研修会を実施する。さらに、教職員にいじめ防止に向けた校内外・外部機関の研修に参加することを促し、いじめの未然防止に関する知識や能力・資質の向上を図る。
- (4) 教職員による生徒指導情報連絡会を開催し、生徒指導部での情報共有(週に1回以上)・ 学年会で情報共有(月に1回以上)を行う。
- (5)情報モラル指導として、生徒・保護者・地域向け啓発授業や新入生保護者説明会等での関係機関からの注意喚起等を行う。さらに、保護者によるペアレンタルコントロールの実施、強化を促す。
- (6) 小中一貫教育のもと、みたけ台中学校区の学校連携を強化し、保護者・地域とともにいじめの未然防止への意識を強化する。
- (7) 生徒が人権作文コンテストや国際平和スピーチコンテストに参加する機会を活用し、生徒 一人ひとりが人権に対して考えを深め、さらに、生徒会活動を通し、生徒一人ひとりがいじ めの未然防止に向けて主体的に活動できるよう支援する。

【いじめの解消】

「いじめの行為が少なくとも3カ月止んでいること」「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

【学校運営協議会(平成30年4月設置予定)等の活用】

「学校運営協議会」や「PTA」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題などによる学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応・解決することで青少年の健全育成を目指す。また、策定した基本方針をホームページで公開するとともに、入学時、年度はじめに生徒・保護者・地域に説明する機会を作る。

【年間予定】

- ・いじめ防止対策委員会を月一回以上、適宜開催する。
- ・週に一度、生徒指導連絡会を実施する。
- ・年間で3回以上生徒の教育相談アンケートを実施する。
- ・適宜、ネットパトロールを行う。

月	活動予定
4	生徒指導研修会、生徒理解研修会、地域理解研修会、学級懇談会
	教育相談、国際平和学習への取組、情報モラル出前授業
5	小中三校連絡会、小中学校合同生徒指導研修会、小中交流授業参観
	いじめ早期発見のための生活アンケート (記名式)、人権学習への取組
6	学校・家庭・地域連絡協議会、地区懇談会、ブロック子ども会議、生徒総会
7	個人面談、地域祭礼パトロール、夏季学習相談
8	地域祭礼パトロール、夏季学習相談、小中合同人権研修会、教育相談
9	計画・取組の中間見直し
10	学校を開く週間、学級懇談会、オープンスクール、全校道徳に向けた事前学習
11	生徒指導研修会、小中交流授業参観、全校道徳(人権講演会)
12	いじめ解決一斉キャンペーン、個人面談、福祉体験
1	教育相談
2	年度末反省・検証、小中交流授業参観、学級懇談会、新入生保護者説明会、
3	次年度の年間計画の策定

3 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【重大事態の報告】

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

【重大事態の調査】

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。

【生徒・保護者への報告】

学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

4 いじめ防止対策の点検・見直し

【学校基本方針の見直し】

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、 必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を 含めて見直しを検討し、措置を講じる。